３教高第 122 号
３教特第 66 号
３教学第 116 号
３教心第 45 号
３教保第 44 号
３教ス第 50 号
令和３年（2021 年）５月６日

県立学校長　様

教　育　長

「新型コロナウイルス感染症対策に係る県立学校運営ガイドライン」の
改定について（通知）

新型コロナウイルス感染症については、１都３県に３回目の緊急事態宣言が発出され、県内においても、児童生徒にも感染しやすい可能性が指摘されている変異株の陽性者が増加している状況となっています。

県立学校においては、「新型コロナウイルス感染症対策に係る県立学校運営ガイドライン」により感染症対策を実施して教育活動を進めているところですが、今般の状況を踏まえ、感染症対策の徹底と今後の感染拡大に対応するため、同ガイドラインを別添のとおり改定しましたので、今後の学校運営に遺漏のないようお願いいたします。

なお、主な改定項目は以下のとおりです。

記

○主な改定項目

（１）県の感染警戒レベルに合わせた学校での対応を明確にし、県の感染警戒レベル５における学校の対応を規定。

（２）基本的な感染症対策として、夏場におけるマスクの取扱い等を規定するとともに、登校時の健康チェックカードにチェック項目を追加。

高校教育課管理係 （課長）服部靖之　（担当）松原雄一 電話　026-235-7430（直通）内線 4364 FAX　026-235-7488 E-mail koko@pref.nagano.lg.jp	特別支援教育課指導係 （課長）酒井和幸　（担当）勝又和彦 電話　026-235-7456（直通）内線 4372 FAX　026-235-7459 E-mail tokubetsu-shien@pref.nagano.lg.jp
学びの改革支援課高校教育指導係、義務教育指導係 （課長）曽根原好彦（担当）廣田昌彦、臼井　学 電話　026-235-7435（直通）内線 4390 FAX　026-235-7495 E-mail kyogaku@pref.nagano.lg.jp	心の支援課生徒指導係 （課長）滝澤　崇（担当）持田貴康 電話　026-235-7436（直通）内線 4415 FAX　026-235-7484 E-mail kokoro@pref.nagano.lg.jp
保健厚生課保健・安全係 （課長）宇都宮純 （担当）下倉幸江　小田切優美　佐藤知子 電話　026-235-7444（直通）内線 4447 FAX　026-234-5169 E-mail hokenko@pref.nagano.lg.jp	スポーツ課学校体育係 （課長）北島隆英　（担当）小林秀樹 電話　026-235-7448（直通）内線 4465 FAX　026-235-7476 E-mail sports-ka@pref.nagano.lg.jp

新型コロナウイルス感染症対策に係る県立学校運営ガイドライン

令和２年 11 月 24 日
（令和３年５月６日改定）
長野県教育委員会

県立学校における教育活動については、「県立学校運営ガイドライン」により、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、実施してきたところである。

しかしながら、県内においても、変異株の陽性者が増加しており、児童生徒にも感染しやすい可能性が指摘されており、改めて本ガイドラインにより基本的な感染症対策を徹底するとともに、県の感染警戒レベルに合わせた感染症対策を実施し、児童生徒への感染リスクを低減させ、教育活動を進めるものとする。

なお、本ガイドラインは、今後の状況の変化に応じて必要な見直しを行う。

１　教育環境の確保について（別紙１参照）

(1)　基本的な感染症対策の徹底

①　家庭と連携した朝晩の検温及び風邪症状の確認（同居家族の体調確認等を含む）

②　こまめな手洗い（外から教室に入るとき、咳やくしゃみ・鼻をかんだとき、昼食の前後、掃除の後、トイレの後、共有のものを触ったときなど）

③　多くの児童生徒が触れる場所や共用の教材、教具、情報機器などの消毒

④　マスクの着用（健康被害が発生する可能性が高い場合を除く）

⑤　「三つの密」の回避

・換気は、少なくとも 30 分に１回、窓を開けて行う。可能であれば常時窓を開ける。（空調使用時も換気が必要）

・身体的距離の確保

座席の配置は、児童生徒の間にできるだけ２メートル（最低１メートル）の距離を確保し、対面としない。

（身体的距離を確保するための工夫例）

例えば、座席をそのままにして市松模様状に座る、あるいは、机、椅子を窓際や壁際に寄せたり、列の数を調整したり、荷物用のロッカー等を教室外に移動させることで、１メートル以上の身体的距離を保つ。

(2)　気候に応じた留意事項

①　夏期のマスクの着用

・夏期の気温・湿度が高い場合には、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、適宜マスクを外すなど、熱中症への対応を優先する。

②　寒冷時の換気等の工夫

・室温が下がらない程度に、窓を少し開ける。（室温は 18℃以上を目安）

・適度な湿度（40％以上を目安）を保つよう工夫する。加湿器や教室内の蒸発皿の設置、清潔な濡れたタオルを干すなどにより湿度を上げる。

(3)　通学における配慮

①　公共交通機関を利用した通学については、できるだけ徒歩や自転車等を併用

②　電車・バス内では、マスクを着用するとともに、他の乗客との身体的距離を保ち、会話は控えるなどの乗車マナーを徹底

2　各教科等の指導における感染症対策について

各教科等の指導については、以下の点に留意して実施する。

(1)　児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」については、可能なものは避け、一定の距離を保ち、回数や時間を絞るなどして実施する。

(2)　複数の児童生徒が共用で教具（実験器具、体育器具、用具等）を使用する場合、適切な消毒、手洗いの徹底を行う。また、可能な限り一人一つずつ教具の準備を行う。

(3)　探究学習におけるフィールドワーク等、外部の方と接する場合、電話やFAX、Web会議システム等も活用する。

3　学びの保障について

(1)　新学習指導要領の趣旨にのっとり、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成できるよう、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善に努めるとともに、学校の授業と家庭学習両面の工夫・改善を図り、児童生徒の学びを保障する。

(2)　感染拡大により休業又は分散登校が必要となった場合には、児童生徒の学びを保障するため、各校において作成した「学びの継続計画」等に基づいて対応する。

(3)　新型コロナウイルス感染症対策のためやむを得ず登校できない以下の場合にあっては、登校できなかった日数を「欠席日数」としては扱わない（指導要録上は「出席停止・忌引等の日数」）とともに、当該児童生徒に対しては遠隔学習により学びを保障する。

・児童生徒の感染が判明した場合又は児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合
・児童生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合
・児童生徒の同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合
・児童生徒の同居の家族が濃厚接触者となった場合
・医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒について、主治医の見解を保護者に確認などした上で、校長が登校すべきでないと判断した場合
・児童生徒や保護者が、登校について不安を持ち、保護者の判断により児童生徒が登校を見合わせた場合において、校長が出席しなくてよいと認めた場合

4　学校行事等の実施について

(1)　学校行事は、児童生徒の学校生活に潤いを与え、秩序と変化をもたらすものであり、それぞれの行事の意義や必要性を確認しながら、感染拡大防止対策を講じた上で可能な限り実施する。

(2)　なお、感染拡大防止のための措置を講じても、安全な実施が困難であると考えられる場合は、中止又は延期する。

５　部活動について（別紙２参照）

(1)　部活動の実施にあたっては、可能な限り感染症対策を行った上で、「長野県高等学校の運動部活動方針」、「長野県高等学校の文化部活動方針」および各校で策定した「部活動方針」により行う。

(2)　感染状況等により、臨時休業になった場合、部活動は行わない。

(3)　特に、児童生徒が密集する活動や、児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、地域の感染状況に応じ、実施は慎重に検討する。

６　児童生徒の心のケア等について

すべての児童生徒が、表面上は元気そうに見えても、新型コロナウイルス感染症に伴う心理的な影響を受けていることが考えられる。

このため、以下のとおり児童生徒の心のケア等を行う。

(1)　スクールカウンセラー等との連携による児童生徒への支援

担任等が定期的に児童生徒と面談等を行うなどにより状況を把握し、必要に応じて学校とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携し、不安を抱える児童生徒に対して、家庭も含めた必要な支援を実施

(2)　相談窓口の周知

LINE 相談「ひとりで悩まないで@長野」（毎週水曜日）や学校生活相談センターなどの相談窓口を児童生徒に周知する。

(3)　やむを得ず登校できない児童生徒に対する支援

・家庭訪問や電話連絡等により状況を把握し、個に応じた丁寧な支援を実施

・スクールカウンセラーによるオンラインカウンセリング等を実施

(4)　新型コロナウイルス感染症に係るいじめや偏見の未然防止

・児童生徒のための新型コロナ差別・偏見等相談専用ダイヤルの設置

・人権教育の推進

・指導資料を活用した啓発

（参考：心の支援課「差別・偏見の心をもたないために」、文部科学省啓発動画など）

(5)　感染が確認された学校への支援

・学校からの要請に応じ、養護教諭・スクールカウンセラー・指導主事等で構成するサポートチームを派遣

・学級担任等が児童生徒の心の健康状態を把握し差別や偏見を未然に防ぐため、面接等で活用できる「聴き取り票」を配付（令和２年９月 14 日付け心の支援課長通知参照）

７　特別支援学校における配慮について（別紙３参照）

特別支援学校については、支援・指導の際に接触が避けられないことや、重篤化する基礎疾患等を有する児童生徒が多いこと、多くの児童生徒がスクールバスや寄宿舎を利用していること等を踏まえた感染予防対策を講じた上で、一人ひとりの状況に配慮して教育活動を進める。

８　県の感染警戒レベルに対応した感染症対策について

(1)　考え方

・県の感染警戒レベルが５以下の場合、児童生徒の学びの保障や心身への影響、社会的影響の観点から、地域一斉の臨時休業又は分散登校は、原則実施しないこととする。

・県の感染警戒レベルが４以下の地域等においては、本ガイドラインの感染症対策を徹底して感染リスクを低減させる。

・県の感染警戒レベルが５の地域については、本ガイドラインの感染症対策に加えて、下記(2)の対策を行う。

なお、この他さらに追加の対策を行う必要がある場合においては、別途通知することとする。

(2)　県の感染警戒レベル５の地域における感染症対策

①　各教科等の指導において、感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は行わない。

（例）

・各教科等に共通する活動として、児童生徒が長時間近距離で対面形式となるグループワークや、近距離で一斉に大きな声で話す活動

・音楽における、室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏

・家庭、技術・家庭における、児童生徒同士が近距離で活動する調理実習

・体育、保健体育における、児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動

②　学校行事等の実施にあたっては、前記４(2)の対応を基本とする。

③　部活動については、以下のとおり行う。

・１日の活動時間を短縮する。（２時間程度）

・前記①の例で示した活動は行わない。ただし、公式大会（※）出場予定者等は、傷害・事故防止、技能の維持の観点から最小限の活動は認める。

・学校が独自に行う練習試合、合宿等は行わない。

・部活動終了後に、生徒同士で会食を控えるよう特に指導を徹底する。

(※)高体連、高野連、高文連、中央競技団体等が主催する県大会、ブロック大会（北信越大会等)、全国大会

（別紙１）

基本的な感染症対策の徹底について

１　保健管理等について

（１）感染症対策について（児童生徒・教職員）

①基本的な感染症対策の実施

１）「感染源を絶つこと」

○ 検温等健康チェック

・必ず自宅で検温（朝晩）する。

・発熱等の風邪症状がある場合は、自宅で休養するように徹底する。
家族にも毎朝の検温等、健康状態の確認を依頼する。家族に発熱等の風邪症状がある場合はその間、登校を控えさせる。

・同居の家族が濃厚接触者となった場合は、当該者の陰性が確認されるまでの間、登校を控えさせる。

・児童生徒やその家族の健康状態を確実に把握できるよう、保護者との連携を図る。

・別紙 健康チェックカードを使用すること。

○ 教員による活動中の健康観察とその対応

・登校後すぐに、健康チェックカードの確認と健康観察の実施を徹底する。（登校前に検温等ができなかった児童生徒等については、保健室等での検温及び風邪症状の有無を確認する。）

・登校後に体調が悪くなった児童生徒※については、保護者に連絡して速やかに安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する。

※　発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻水、鼻閉、（頭痛、関節筋肉痛、下痢、嘔吐、吐き気など）

２）「感染経路を絶つこと」

○ 一人ひとりの基本的な感染症対策の徹底

（手洗い）

・石けん等による丁寧な手洗い（10 秒のもみ洗いの後 15 秒流水で流す）（以下「手洗い」とする。）を励行する。（外から教室に入るとき、咳やくしゃみ・鼻をかんだとき、給食（昼食）の前後、掃除の後、トイレの後、共有のものを触ったときなど）

※手洗いの後にさらにアルコール消毒液を使用する必要はない。

※石けん等による手荒れの心配がある場合は流水でしっかり洗うなどの配慮をする。

（咳エチケット）

・マスクの着用（布マスクも有効）

（ウイルスの体内への侵入を防ぐ）

・こまめな水分補給を行うなどの工夫（咽頭へのウイルスの付着を洗い流すよう、こまめな水分補給やうがいを行うことも有効）

○ 校内の衛生管理体制を整える

（校舎内の消毒・除菌による清潔な空間の保持）

・通常の清掃活動の中に消毒の効果を取り入れる。新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いて、発達段階に応じて児童生徒等が行っても差し支えない。また、スクール・サポート・スタッフや地域の協力を得て実施することも考えられる。

a. 教室（共用の教材・教具・情報機器、机、ドア取手、窓取手、黒板ふき、ごみ箱など）

b. トイレ、手洗い場（水洗レバー、トイレットペーパーホルダー、手洗い場など）

c. 体育館（児童生徒が共用で使用する物品、照明スイッチ等）

d. 保健室のベッドや処置台をできるだけ距離を離し、児童生徒が休養するごとに消毒

・蓋つきのごみ箱にごみ袋を設置するなど、鼻水やくしゃみによる唾液などの体液等の汚物の処理は手袋を着用し、ごみ袋の口をしっかりと縛るなど感染源に触れないよう徹底する。

※清掃を児童生徒が行う場合は、特に換気やマスクの着用、終了後の手洗いを徹底する。

3）「抵抗力を高めること」

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけるよう指導すること。

インフルエンザ等の流行に備え、予防接種を勧奨するなど、他の感染症等に罹患しないよう呼びかける。

② 集団感染のリスクへの基本的な対応

「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」という３つの条件（３つの密（密閉、密集、密接））が重なる場を避けることはもちろん、３つの密が重ならない場合でも、できる限り「ゼロ密」を目指す。

1）換気の徹底

・原則として窓を常時開放する。可能であれば２方向の窓を同時に開ける。(空調使用時においても換気は必要)

・天候等により常時開放が難しい場合でも 30 分程度毎に行う。

・衣服等による温度調節にも配慮する。

（寒冷時の換気等の工夫）

・室温が下がらない程度に、窓を少し開ける。（室温は 18℃以上を目安）

・適度な湿度（40%以上を目安）を保つよう工夫する。加湿器や教室内の蒸発皿の設置、清潔な濡れたタオルを干すなどにより湿度を上げる。

・教室の広さや暖房器具並びに教室内の人数等により二酸化炭素濃度が上がる時間が異なることから、学校薬剤師に室温や湿度、空気を清潔に保つための換気の方法について助言をしてもらう。

2）身体的距離の確保

・児童生徒の座席の間隔について、できるだけ２m（最低１m）確保し、対面とならないような形をとる。

3）マスクの着用

・学校教育活動では、活動上または健康上支障がある場合を除きマスクを着用する。

・健康被害が発生する可能性が高い場合や、息苦しさを感じた際にはマスクを外すよう配慮する。

・マスクを外す際は換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つといった対応を徹底する。

・体育の授業で運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用する。

・夏期の気温・湿度が高い場合には、熱中症のリスクが高まるおそれがあることから、適宜マスクを外すなど、熱中症への対応を優先する。

4）感染リスクが高まる場面に留意

以下のような場面は感染リスクが高まるため、十分注意する。

・寮や宿泊学習時の狭い空間での共同生活など閉鎖空間が共有される場面

・休み時間等に入った時など、居場所が切り替わる場面（更衣室や部室など）

・給食等飲食時、マスクを外している場面

（２）校内で感染者又は濃厚接触者が発生した場合の対応

① 児童生徒が感染者となった場合

ア 保健所からの情報提供を受け、当該学校は、県教育委員会（設置者）へ情報を提供するとともに、濃厚接触者や接触者の特定など保健所の調査に協力する。

イ 学校は、感染者となった当該児童生徒が治癒するまで出席停止とする。感染者となった児童生徒は、入院先の主治医など、医師の指示により登校する。（可能であれば治癒証明書）

ウ 濃厚接触者となった児童生徒については、保健所が指定する期間を出席停止とし、自宅等で健康観察を行う。

エ 接触者となった児童生徒については、保健所の検査の結果が出るまで自宅で健康観察を行い、陰性であれば、健康観察を行いながら登校する。

オ 学校は、保健所及び学校薬剤師等と連携し、消毒用エタノールまたは 0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により当該感染者が活動した範囲の消毒を行う。

カ 県教育委員会（設置者）は、保健所の見解や学校医の助言等を踏まえて学校の全部または一部の臨時休業の要否を判断する。

キ 県教育委員会（設置者）は、次の点を踏まえ、当該学校の再開を判断する。

・保健所の調査により、濃厚接触者となった児童生徒を出席停止の措置

・学校医や学校薬剤師と相談して校内で必要な対応（健康状況把握、消毒等）が適切に実施

② 児童生徒が学校外の感染者の濃厚接触者及び接触者となった場合

ア　保護者から学校に情報提供があった場合、当該学校は県教育委員会（設置者）に情報提供する。

イ　学校は、当該児童生徒を①のウ及びエと同様に対応する。

③ 教職員が感染者又は濃厚接触者となった場合

①又は②と同様の対応とし、服務上の取扱いは特別休暇とする。

④ 学校は、学校欠席者・感染症情報システムの入力を確実に行い、県教育委員会（設置者）、学校医等と情報共有する。

（3）医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について

① 登校の判断

医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）の中には、呼吸の障がいがある者もおり、重症化リスクが高い者も含まれていることから、医療的ケア児が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をする。その際、医療的ケア児が在籍する学校においては、学校での受入れ体制も含め、学校医にも相談する。

また、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等（以下、「基礎疾患児」という。）についても、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断をする。

② 登校の判断にかかる欠席の扱い

登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日（出席停止として記録）」として扱う。

③ 学校教育活動における感染対策

ア 医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員は、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行う。

イ 原則として、校外活動等に際しては、共用の物品がある場所や不特定多数のいる場所の利用を避ける配慮をする。

ウ 医療的ケア児等が多数在籍する重度重複障がい学級の児童生徒は、基本的に教室内で学習し、他の教室の児童生徒及び職員との接触を極力避ける。また、教室への入室者は必要最低限の者とし、入室のたびに手洗い又は手指消毒を行う。

（4）海外及び県外に滞在歴のある児童生徒等の対応について

① 海外

政府の要請に基づく２週間の自宅等での待機を経ていることを確認したうえで、健康状態に問題がなければ登校させる。

② 県外

県の基本的対処方針及び感染症対応方針により対応する。

2 学校給食（昼食）に関すること

（1）食事の場面の留意事項

・食事時はマスクを外すため、咳エチケットを行っていない場合と同じと考えて対応する。
・食事前、食事（食器等の片付け）後の手洗いを徹底する。
・食事前後に、机上（配膳台を含む）を消毒する。

・対面での飲食を避け、食事中の会話は控える。
・食事後の歓談時には、必ずマスクを着用する。
・爪を切るなど清潔な手指で食事をする。

(2) 学校給食での感染防止

① 配膳時の工夫

・健康チェックを行う。(発熱・腹痛・下痢など)
・清潔なエプロン・マスクを着用する。
・コンテナ室等が密集しないように時間差をつける。(片付け時も同様にする)
・配膳中の会話を控える。
・短時間で盛り付けができる献立の工夫をする。
(例:配膳時の手間をかけない献立、品数を減らす等)

② 配膳方法の工夫(学校の規模及び実情を踏まえた対応を検討する)

・児童生徒の並ぶ間隔(最低1m)を空ける等、密集を避ける。

(配膳のイメージ)

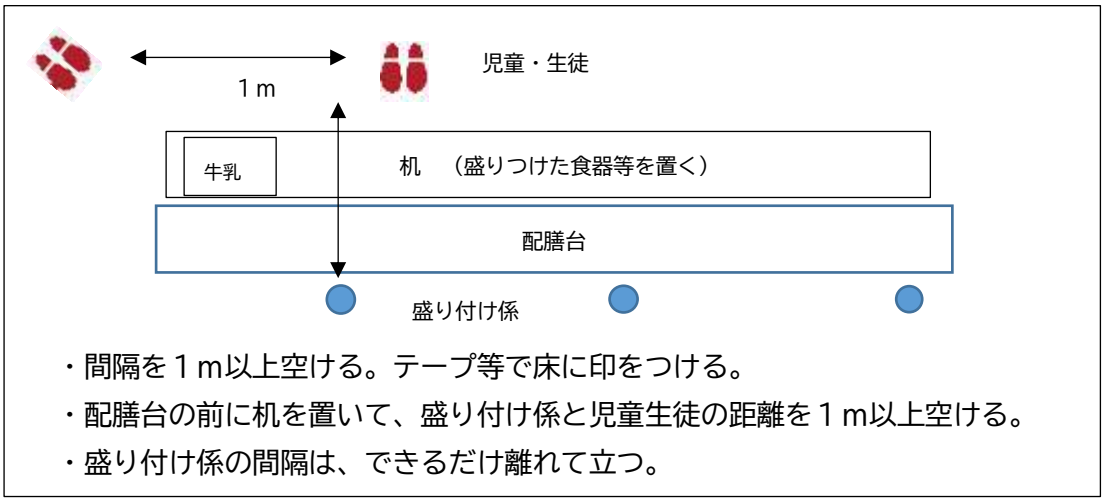

・間隔を1m以上空ける。テープ等で床に印をつける。
・配膳台の前に机を置いて、盛り付け係と児童生徒の距離を1m以上空ける。
・盛り付け係の間隔は、できるだけ離れて立つ。

③ 片付け時の工夫

・配膳時と同様に、児童生徒の並ぶ間隔(最低1m)を空ける等、密集を避ける。
・残食を食缶等に戻す場合は、周りに跳ねないように丁寧に行う。

3 公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること

教職員の勤務についても基本的な感染症対策を徹底するとともに、次のような状況によりやむを得ず出勤できない場合、新型コロナウイルス感染症に係る特別休暇を取得できる。

(1) 教職員が感染した場合
(2) 教職員又は親族に発熱等の風邪症状がある場合
(3) 教職員及び親族に発熱等の風邪症状はないが、教職員が保健所による健康観察(自宅待機)の対象である場合
(4) 親族が感染した場合に、すぐに入院できずに教職員が世話をする場合
(5) 教職員が検疫法による停留や、感染症法による外出をしないこと等の協力を求められた場合
(6) 教職員が小学校等の臨時休業中の子の世話をする場合

４　その他

（1）定期健康診断について

・令和３年度の児童生徒の健康診断について、自治体や郡市医師会との調整により早期に実施する。（６月 30 日までに実施できるよう計画）

・新型コロナウイルスワクチン接種等の対応のため健康診断の実施体制が整わない等やむを得ない事由により６月 30 日までに実施ができなくなった場合も、内科検診（心臓検診・腎臓検診・結核検診を含む）については可能な限り速やかに実施することとし、内科検診以外の項目についても、当該年度末日までの間に、可能な限り速やかに実施する。

・ 宿泊を伴う行事や対外運動競技等の実施に向けて、学校医、学校、県教育委員会において十分共通理解を図り早期に定期健康診断を実施できるよう調整する。

・コロナ禍で児童生徒の虐待のリスクがあることを考慮し、健康診断時においても十分配慮する。

（2）学校内で体調不良等となった児童生徒への対応

・ 保護者が迎えに来るまでの間は、他の児童生徒等と接触しないようスペースを区切るなどして保健室等で休養させる。

・ 体調不良者が急激に呼吸困難等、症状が急変することを想定し、経過観察をしっかりと行える環境を整える。

・ 帰宅させるまでの間、接触する教職員を最小限にし、経過観察をする教職員は、マスクを必ず着用、手指の消毒を行い、ウイルスの体内への侵入を防ぐため、15 分間隔で水分補給を行うなど工夫する。・ 室内の換気を徹底する。（15 分間隔）

・ 保健室の検温場所や休養する場所にビニールの間仕切りシート等を設置するなど、教職員が濃厚接触者にならないための工夫をする。

キャスター付きラックにビニールシートをつける

・ ベッドは、頭を互い違いにするよう配置し、さらに頭部側にはビニールのカーテン(シャワーカーテンなど)を設置するなど飛沫が隣のベッドまで飛ばないよう工夫する。

シャワーカーテンとカーテンを２重に取付け、使い分ける

・ リネンについては、飛沫が付着する首回りなどは取り外しのできるタオルを使用したり、介護用のシーツや使い捨てのシーツなどを使い、その都度交換を行う。

(3) 教職員が感染者になった場合を想定した職員室等のリスクマネジメント

・教職員本人が濃厚接触者となった場合や、同居家族に風邪症状があるなど出勤できない場合に、学びを止めないよう体制を整える。

・職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保（おおむね１～２メートル）し、会話の際は、できるだけ真正面を避ける。

アクリル板をブックエンドに取付

・職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、職員室の机と机に間仕切りを設置、または、空き教室を活用して職員が学校内で分散勤務をするなど飛沫感染防止を行う。

・職員会議等を行う際は、最少の人数にしぼること、換気をしつつ広い部屋で行うことなどの工夫や、全体で情報を共有する必要がある場合は、オンライン会議システムを活用する等工夫する。

（　月）新型コロナウイルス感染症についての健康チェックカード

（別紙）

朝の体調について、今日の日付の欄に〇をしてください。ご家族の検温等、健康状態の確認にもご協力をお願いします。

年　組　氏名

①～⑧に〇がつかない場合は登校し、カードを学校へ提出しましょう。

体調はいいですか？	日付									
	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
朝の体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
①　からだがだるい　　からだがおもい										
②　息苦しさがある（いつもとちがうくるしさ）										
③　のどの痛み・咳・たん・鼻水・鼻づまりがある										
④　頭痛がある										
⑤　吐気・嘔吐・下痢がある										
⑥　においや味を感じない										
⑦　一緒に住んでいる家族に熱やだるさなどで具合の悪い人がいる										
⑧　家族が濃厚接触者(接触者含む)となりＰＣＲ等の検査を行う予定がある。										
⑨　昨夜の体温(家に帰ってから検温する)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
保護者のサイン										

体調はいいですか？	日付									
	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
朝の体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
①　からだがだるい　　からだがおもい										
②　息苦しさがある（いつもとちがうくるしさ）										
③　のどの痛み・咳・たん・鼻水・鼻づまりがある										
④　頭痛がある										
⑤　吐気・嘔吐・下痢がある										
⑥　においや味を感じない										
⑦　一緒に住んでいる家族に熱やだるさなどで具合の悪い人がいる										
⑧　家族が濃厚接触者(接触者含む)となりＰＣＲ等の検査を行う予定がある。										
⑨　昨夜の体温(家に帰ってから検温する)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
保護者のサイン										

（別紙２）

部活動について

１　基本的な考え方

⑴　部活動の実施にあたっては、可能な限り感染症対策を行った上で、「長野県高等学校の運動部活動方針」、「長野県高等学校の文化部活動方針」および各校で策定した「部活動方針」により行う。

⑵　感染状況等により、臨時休業となった場合、部活動は行わない。

２　感染症対策の徹底

⑴　全般に係ることについて

①　部活動の参加については、児童生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加の強制とならないように十分に配慮する。

②　児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。

③　活動前後の手洗い及び咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底する。

⑵　感染リスクに十分配慮しなければならない活動等について

①　児童生徒が密集する活動や、児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、地域の感染状況に応じ、実施は慎重に検討する。

②　各競技や各部門等において特性に応じたガイドラインが中央競技団体、中央文化団体等から示されている場合は、それに従って活動する。

⑶　部活動で使用する用具等の扱いについて

部活動で使用する用具等（ボール、ビブス、トレーニング器具、楽器、実験器具等）については、使用前後に消毒を行うとともに、児童生徒間で不必要に使い回しをしない。特に、飲料用ボトルの共用はしない。また、児童生徒は、用具等の使用前後に手洗い、消毒等をする。

⑷　活動場所、部室、更衣室等の使用について

①　体育館・柔剣道場・音楽室・教室等の屋内で活動する際には、その場所のドアは広く開け、常時２方向の窓を同時に開けて換気を行う。困難な場合には、こまめに換気をする。また、屋内においては長時間の活動を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数の利用とし、多数の児童生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。

②　部室や更衣室等の利用に当たっては、少人数で短時間の利用とし、「三つの密」を避けることに留意する。更衣後は、ドアを開放して換気する。

⑸　各種大会、練習試合、合同練習会、遠征、合宿等の参加について

①　相手校が所在する地域の感染状況、感染症対策等を確認した上で、実施の必要性も含め、実施校の学校長が判断する。

②　宿泊を伴う活動については、宿泊先等の地域の感染状況等を踏まえた上で、宿泊、合宿等に係る次の各種のガイドライン等（改正された場合は、改正後による）を参考に、十分に感染症対策を講じることや、講じられていることを確認し、学校長の判断で宿泊を可能とする。

○学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～　　（2021 年 4 月 26 日 Ver.6）文部科学省

○旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第4版）　2021年1月29日一般社団法人日本旅行業協会
○新型コロナウイルス感染症対策長野県学習旅行（合宿）サポートガイド（第1版）
2020年8月　一般社団法人長野県観光機構
○新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック（宿泊施設用）第4版
2020年11月長野県
○新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック（宿泊施設用）別冊
2020年11月17日長野県

③　上記①、②のほか、以下に留意すること

ア　宿泊人数をエントリーメンバーに限るなど、宿泊人数を最小限とすること。

イ　宿泊日数が最小限となるよう行動計画を作成すること。

ウ　宿泊先では、不要不急の外出を控えるなど、感染リスクを避ける行動を心掛けること。

エ　大会主催者等が示す新型コロナウイルス感染防止対策等を遵守すること.

オ　移動にあたっては、貸し切りバスを利用するなど、不特定多数の人との接触を避けるよう移動手段の工夫をすること。

⑹　その他

運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取り扱いに準じる。

（別紙３）

特別支援学校における配慮について

特別支援学校については、支援・指導の際に接触が避けられないことや、重篤化する基礎疾患等を有する児童生徒が多いこと、多くの児童生徒がスクールバスや寄宿舎を利用していること等を踏まえた感染予防対策を講じた上で、以下に留意し、一人ひとりの状況に配慮して教育活動を進める。

１　スクールバスの運行

スクールバスの運行に際しては、３つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重ならないようにするとともに、可能な範囲において、一つひとつの条件が発生しないように以下の点に留意する。

①　児童生徒の安全に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと
②　乗車前に健康観察を行い、発熱等が認められる者は乗車を見合わせること（自宅での休養とする）
③　運行方法の工夫等により、乗車密度を下げること
④　会話を控えることやマスクの着用について指導すること
⑤　手洗いや咳エチケット等を徹底すること
⑥　多くの児童生徒が触れるドアノブ等を消毒すること
⑦　スクールバスの感染防止対策について保護者に説明すること

２　障がい特性等を踏まえた衛生管理等

特別支援学校に通う児童生徒の障がいの特性を踏まえ、教育活動の際には、以下に留意して衛生管理等を行う。

（１）視覚障がい

①　児童生徒が移動の手掛かりとしている点字表示や手すりなどを毎日消毒すること
②　触覚教材や拡大教材等の共用を可能な限り避け、やむを得ず教材を共用する場合は利用の都度消毒や手洗いを行うこと
③　点字図書の利用の際はマスクを着用し、手で鼻や口を触れないよう指導すること

（２）聴覚障がい

○　指導の際は口元が見えるフェイスシールドの使用や文字情報の提供など、コミュニケーションに必要な配慮をすること

（３）知的障がい

①　障がいの程度や発達の段階に応じて、基本的な感染症対策を、個々の児童生徒の実態に即した図や絵等を用いてわかりやすく示すこと
②　自ら発熱や体調不良等の身体症状を訴えられない児童生徒もいることから、注意深く健康観察を行うこと

（４）肢体不自由

○　スイッチ教材やマット、歩行器等の器具については、使用前に消毒を行うこと

（５）病弱

○　児童生徒が入院している場合は、病室に持ち込むことができない教材・教具や補助

具等もあるため、病院に相談するなど、教材等の提供について検討すること

３　身体的接触を伴う場面での配慮

（１）食事・歯磨き・着替え等

①　原則として、同時に複数の児童生徒の介助は行わないこと

②　児童生徒の口等を拭いたティッシュペーパー等は、ビニール袋に密封して破棄すること

（２）トイレ支援

○　トイレは、常時換気扇を回す等により換気を行うこと

○　児童生徒の排泄中の姿勢保持においては、排泄物の飛沫に留意すること

（３）移動

○　児童生徒同士が手をつないだ後には、手洗い等の指導を行うこと

なお、(1)～(3)の場面では、手洗いや手指消毒を一人ひとりの支援ごとに行うこと

４　寄宿舎における留意事項

（１）舎室等

①　部屋割りの工夫等により、部屋の密度を下げること

②　同じ部屋で複数の生徒が過ごす場合には、マスクを着け、できるだけ２ｍ（最低１ｍ）の間隔をとるよう配慮すること

③　舎室を利用する場合は、以下の点に配慮する

ア　就寝時、布団と布団の間に簡易な衝立等を立て飛沫防止に努めること

イ　就寝中は天窓等を開け、送風機等により換気に努めること

（２）洗面・食事・入浴等

①　洗面の際は、使わない蛇口を指定しておくなど間隔を十分にとるようにすること

②　食事の際は、１ｍ以上の間隔をとり、向かい合わないように座席を配置し、配膳の際は、手指の消毒、マスクの着用等の基本的な感染症対策を実施して行う

③　入浴は、できる限り個別での入浴指導を行うこととし、衛生管理を徹底すること

④　脱衣所は送風機等で換気を行い、舎生の利用は時間差をつけるなどできるだけ一人ずつとなるよう工夫すること

５　その他

（１）自立活動

教師と児童生徒や児童生徒同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられることから、代替できる指導内容を検討するなど見直しを行うとともに、基本的な感染症対策を講じて実施すること

（２）交流活動

①　学級、学年、部単位での学校間や地域との交流については、多人数での交流となるため、相手校と感染症対策について十分に検討を行い、実施の可否も含めて判断すること

②　個人で参加する副学籍校交流や居住地校交流については、相手校と連絡を取り合い実施について判断すること

（３）就労支援

○　現場実習等は、受入企業等と事前に十分連絡を取り合い、企業等の了解を得ることができた場合は、感染リスクを回避するための徹底した対策を講じた上で、実施すること

（４）教育相談

○　来年度入学や転入を考えている児童生徒等の相談や見学については、全体での説明を行わない等、できる限り密集を避ける等の対策を講じて実施すること